

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、金属スクラップ及び廃棄物からの資源リサイクルを行う事業者として、あらゆるステークホルダーからの信頼確保並びに企業価値の持続的な向上のため、経営の健全性、透明性及び効率性に加え、企業活動における企業倫理と法令遵守に基づく行動を常に意識し、コーポレート・ガバナンスの強化充実に努めてまいります。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示] 更新

[原則1-4 政策保有株式]

当社は、当社グループの中長期的な企業価値向上に寄与すると判断される企業の株式について、当該企業との中長期的な取引関係の維持・拡大、業務提携等の関係強化を目的とし、政策的に株式を所有しております。重要な政策保有株式の取得に当たっては、その都度取締役会で決定しており、関係強化によって得られる利益と投資額等を総合的に勘案して当社の企業価値の向上に資するかどうかの観点から投資の可否を判断しております。投資後は、経営会議で保有株式の状況を報告しており、年に1回、保有先の業績等のモニタリング結果を取締役に報告し検証しております。また、今後は政策保有株式の保有を段階的に縮減し、必要最小限の保有とします。保有目的が適切であり保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っている銘柄については引き続き保有いたしますが、適切ではない、または見合っていない銘柄については売却方法の詳細を決定した上で売却します。2025年度は業務提携先銘柄1銘柄の保有を継続する予定です。

政策保有株式に係る議決権の行使につきましては、取引主管部署(会社)による対象会社との対話、当社の財務部門等の専門部署による検証を通じ、当該議案の内容が当社グループの企業価値の維持及び向上並びに株主価値の向上に資するものか否かを判断した上で、適切に議決権を行使いたします。当社グループの企業価値及び株主価値を毀損するような議案につきましては、会社提案・株主提案にかかわらず、肯定的な議決権の行使は行いません。

また、今後は政策保有株式の保有を縮減し、保有意義が希薄化した株式は順次売却します。

[原則1-7 関連当事者間の取引]

当社グループとその役員や主要株主等との取引が発生する場合には、金額の多寡にかかわらず、取締役会にて取引内容及び条件の妥当性を諮り、取締役会決議をもって取引実行の是非を決定し、少数株主の保護に努めております。また、当社グループとその役員や主要株主等との取引が発生した場合においては、当該取引が適正な職務権限と判断のもとに行われたかについて、監査等委員監査を通じて確認し、適正性を確保しております。

[補充原則2-4① 社内の多様性確保]

当社では、人材の多様性確保において、女性・外国人・中途採用者への管理職登用の実績を有しております。女性、外国人を含む中途採用者においてはスキル・経験等を総合的に判断し、積極的な管理職登用を実施しています。また、女性の役員・管理職への登用を推し進めるため、以下の目標を定めております。

2026年6月 女性管理職2.0倍 (2021年6月末比)

2028年6月 女性管理職比率 20%

[原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

当社には、企業年金基金制度はありません。

[原則3-1 情報開示の充実]

(i) 当社の企業理念、経営戦略については、当社ホームページ、決算説明会資料、事業報告等にて開示しております。

(ii) コーポレートガバナンスの基本的な考え方は、コーポレートガバナンス報告書に開示しています。

(iii) 経営陣幹部・取締役の報酬体系等に関しては、中長期的な株主価値及び企業業績の向上を図るため、企業業績と取締役個人の職責及び成果を適正に連動させることを基本方針として決定しております。取締役の報酬については株主総会において報酬総額を決議し、個別の報酬については手続の客観性、透明性を高めるため、独立社外取締役を含めた任意の諮問機関である指名・報酬委員会での審議を経たうえで、取締役会に答申され、取締役会では同委員会の答申を尊重し、報酬等の決定権限を代表取締役社長へ委任しております。

(iv) 経営陣幹部の選任と取締役候補者の指名を行うに当たっては、当社の経営陣幹部または取締役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を候補者としております。指名を行う手続として客観性、透明性を高めるため、独立社外取締役を含めた任意の諮問機関である指名・報酬委員会、その適切性等について審議を経たうえで、取締役会において決定を行います。なお、監査等委員である取締役については、監査等委員会の同意を得て指名しています。

(v) 当社では社外取締役候補者及びその他の取締役候補者についての個々の選任理由を開示しております。

解任については、会社業績等の評価を踏まえ、社外取締役候補者及びその他の取締役候補者がその機能を発揮していないと認められる場合においては、指名・報酬委員会において、解任の審議を行えるものとしております。

[補充原則3-1③ サステナビリティについての取組み]

人的資本等への投資、サステナビリティへの取り組み、気候変動に係るリスク及び収益機会が当社に与える影響などについて年1回発行する有価証券報告書、サステナビリティレポートにて開示しております。

[補充原則4-1① 取締役会、経営会議、稟議等で意思決定すべき事項]
取締役会、経営会議、稟議等で意思決定すべき事項については重要性の度合いに応じて詳細かつ具体的な付議・報告基準を定め、取締役会の決議事項以外の内容については、職務権限規程に基づき代表取締役社長、取締役等に委任しております。

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]
当社は、社外取締役選任基準を策定し開示しております。また、同基準に基づき、独立社外取締役の独立性判断基準等の要件を満たす者を社外取締役に選任しております。

[補充原則4-10① 指名・報酬委員会]
取締役の報酬及び指名を行う手続として客観性、透明性を高めるため、独立社外取締役を含めた任意の諮問機関である指名・報酬委員会で、その適切性等について審議することとしております。

[補充原則4-11① 取締役会・監査役会の実行性確保]
当社の取締役候補指名に関する方針と手続は以下のとおりです。
(取締役指名基準)
1. 性別・国籍等の個人の属性にかかわらず、以下の基準を満たす人物を候補者とする。
・当社の各事業に精通していること。
・法務に関する知見を有していること。
・財務・経理に関する知見を有していること。
・その他、当社の経営に必要な知見を有していること。
・当社の企業理念・経営指針の精神を理解・実践し、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できること。
・取締役相互の牽制・監視機能の強化に資し、取締役会の実効性確保に貢献できること。
2. 一般株主の利益を取締役会へ直接反映させるため、社外取締役を2名以上選任する。監査等委員である取締役については、その過半数を社外取締役とする。
3. 社外取締役は、会社法に定める社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立性基準を満たすものとする。
(取締役候補者決定プロセス)
1. 代表取締役社長は、取締役指名基準に基づき、候補者案を策定し、「指名・報酬委員会」に付託する。
2. 指名・報酬委員会は、候補者案の審議を行い、取締役会に対して審議結果を報告する。
3. 取締役会は、指名・報酬委員会の報告に基づき、候補者案を審議・決定する。なお、監査等委員である取締役候補者については、監査等委員会の同意を得るものとする。
なお、取締役の有する専門性(スキル・マトリックス)を、株主総会参考書類ならびに有価証券報告書にて開示しております。

[補充原則4-11② 取締役の兼任の状況]
社外取締役及び取締役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役の業務に振り向け、兼職については合理的な範囲に留めております。なお、その兼任の状況は、有価証券報告書及び招集通知に開示しております。
有価証券報告書、招集通知 <https://www.envipro.jp/ir/>

[補充原則4-11③ 取締役会の実効性の分析・評価]
当社は、定期的に取締役会の今後の在り方について取締役会にて協議をし、取締役会の実効性を分析・評価し、その結果について取締役会で審議しております。その結果、当社取締役会は、社外役員の意見・質問も含め、建設的な議論が行われ、会議運営についても適切になされており、実効性が確保されているとの評価を受けました。
また、アンケートの評価結果や意見について、取締役会で議論を行いました。この議論を踏まえ、今後も取締役会の実効性の向上と、継続的な改善に取り組んでまいります。

[補充原則4-14② 取締役・監査役に対するトレーニングの方針]
当社は、内部昇格による取締役就任時には、取締役に求められる役割と責務を十分に理解できる機会を提供しております。また、各取締役に適合した業務遂行上必要な研修・セミナー等を受講した場合には、その費用負担をしております。

[原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針]
当社における株主との対話に関しては、経営管理部が担当し、情報取扱責任者が統括を行います。当社においては経営管理部が定期的に会議を行い、決算等の開示・説明において各々の専門的見地に基づく意見交換を行い、連携して適切に対応しております。株主に対しては、当社ホームページによる情報開示等の実施により、当社の経営戦略や事業環境に関する理解を深めていただくような活動を実施しております。株主やアナリストから寄せられた意見については経営会議にて情報を共有し、必要に応じて取締役会へと報告しており、当社経営戦略のレビュー等に積極的に活用しております。なお、株主との対話に際しては、インサイダー取引に関する規程を定めるなどして、インサイダー情報の漏洩防止を徹底しております。
また、当社ではディスクロージャー・ポリシーを制定し、当社ホームページにて開示しております。

[資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応]

記載内容 更新	取組みの開示 (アップデート)
英文開示の有無 更新	無し
アップデート日付 更新	2025年8月20日

該当項目に関する説明 更新

経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主にわかりやすい言葉・論理で明確に説明を行います。

す。
当社は、社会と当社グループの持続的発展を同時に実現させるため、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応を決算説明資料等にて公表しています。
<https://www.envipro.jp/ir/>

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
株式会社ウィンデライト	10,840,000	37.83
株式会社佐野まるか	2,000,000	6.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,704,600	5.95
佐野 文勝	685,692	2.39
中作 憲展	449,646	1.57
石井 裕高	367,540	1.28
石井 明子	349,787	1.22
エンビプログループ従業員持株会	177,874	0.62
野村信託銀行株式会社 (投信口)	144,700	0.50
株式会社富士通ゼネラル/ 富士宮信用金庫	120,000	0.42

支配株主 (親会社を除く) の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 スタンダード
決算期	6 月
業種	鉄鋼
直前事業年度末における (連結) 従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	5 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
野村浩子	他の会社の出身者											
今庄啓二	他の会社の出身者											
村井俊朗	他の会社の出身者											
神谷寛	税理士											
白石智哉	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野村浩子		○	----	野村浩子氏につきましては、ジャーナリスト及び大学教授としての組織経営の多様性に関する幅広い知識と経験をもとに、当社グループの経営戦略に対する有益な助言を与えることができることから社外取締役として選任しております。 また、同氏は当社の一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと認識しており、独立役員に指定しております。
今庄啓二		○	----	今庄啓二氏につきましては、上場企業の経営者や投資担当役員としての知識と経験を活かし、当社グループの経営戦略に対する有益な助言を与えることができることから社外取締役として選任しております。 また、同氏は当社の一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと認識しており、独立役員に指定しております。
村井俊朗	○	○	----	村井俊朗氏につきましては、資源・エネルギー分野における国際貿易や事業投資に精通しており、監査役としての知見と経験を活かし、当社グループの経営戦略に対する有益な助言を与えられることから、社外取締役として選任しております。 また、同氏は当社の一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと認識しており、独立役員に指定しております。
神谷寛	○	○	----	神谷寛氏につきましては、税理士として財務及び会計に精通しており、高い見識と幅広い経験をもとに当社グループの経営戦略に対する有益な助言を与えることができることから、社外取締役としてその職責を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役として選任しております。 また、同氏は当社の一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと認識しており、独立役員に指定しております。
白石智哉	○	○	----	白石智哉氏につきましては、上場企業の役員や投資会社の代表としての知識と経験を活かし、当社グループの経営戦略に対する有益な助言を与えることができることから社外取締役として選任しております。 また、同氏は当社の一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと認識しており、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

独立した補助社員を設置しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、会計監査人及び内部監査部門である内部監査室は、監査体制、監査計画、監査実施状況について定期的な会合を設け、相互に情報交換、意見交換を行い、的確な監査の実施と内部統制の充実に向けた相互連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員 （名）	社内取締役 （名）	社外取締役 （名）	社外有識者 （名）	その他（名）	委員長（議 長）
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社内取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社内取 締役

補足説明

—

【独立役員関係】

独立役員の人数

5名

その他独立役員に関する事項

—

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的としております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社グループの役職員、顧問等を対象に当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプションを付与しております。ストックオプションの付与数は、役職、過去の業績貢献度及び将来への期待を勘案して決定しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上のものが存在していないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

<役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容>

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針を決議しております。取締役の報酬等の額については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役で区分し、それぞれ株主総会において承認された報酬総額の限度額内で、各取締役の果たすべき責務の評価・業績等を勘案しながら取締役の報酬等の額及びその算定方法の決定に関する方針について原案を代表取締役社長の佐野文勝が作成しております。また手続の客観性、透明性を高めるため、独立社外取締役を含めた任意の諮問機関である指名・報酬委員会での審議を経たうえで、取締役会にて取締役の報酬等の方針、決定プロセス及び同委員会の審議内容を確認し、取締役会の授權を受けた代表取締役社長の佐野文勝が最終的に決定しております。委任された権限の内容は、個人別の報酬額の具体的内容を決定する権限であり、当該権限を委任した理由は、業務全般を把握している代表取締役社長に委任することが合理的であると判断したからです。なお監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員である取締役が株主の負託を受けた独立機関として取締役の職務執行に対する監査の職責を負っていることから、監査等委員である取締役の協議に基づく適切な水準の報酬としております。また、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

<役員報酬等に関する株主総会の決議>

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額は、2017年9月28日開催の第8期定時株主総会において、年額500百万円以内(うち社外取締役30百万円以内。但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議されております。なお決議当時の取締役の員数は7名であります。

監査等委員である取締役の報酬等の額は、2017年9月28日開催の第8期定時株主総会において、年額30百万円以内と決議されております。なお決議当時の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

上記の取締役の報酬額とは別枠で、2018年9月27日開催の第9期定時株主総会において譲渡制限付株式報酬制度を導入することとし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額は年額25百万円以内(うち社外取締役5百万円以内)、監査等委員である取締役の報酬額は年額5百万円以内と決議されております。なお決議当時の対象となる取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は7名、監査等委員である取締役の員数は3名であります。

<基本方針>

取締役の報酬等に関する基本方針は、以下のとおりです。

- ・取締役の職責と役割の大きさに応じたものであること
- ・短期の業績に応じた報酬に加え、中長期の企業価値向上を総合的に勘案したインセンティブとして機能すること
- ・株主の皆様と利益意識を共有すること
- ・優秀な人材を確保し続けるために有効な報酬水準であること
- ・市場や業界環境の変化と戦略的目標の変化に適応する柔軟性を持つこと
- ・良い企業風土と強い企業文化の醸成に資すること

<報酬構成>

取締役の報酬等は、基本報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬で構成されております。

a. 基本報酬

過去の経歴や実績、職責や役割をふまえ、能力給、役職給、役割給で構成され、個人別に算定します。

b. 業績連動報酬

取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)に支給する報酬であり、報酬額は業績及び企業価値向上への意欲を高めるため、短期の各事業年度における親会社株主に帰属する当期純利益をベースに決定した報酬と、戦略の進捗を定性的に評価し決定した報酬の合計としております。

2024年6月期 目標1,670百万円 実績 537百万円

2025年6月期 目標1,480百万円 実績1,175百万円

c. 譲渡制限付株式報酬

取締役に支給する報酬であり、報酬額は企業価値向上へのインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との利益共有を図ることを目的としており、基本報酬+業績連動報酬の5~10%を目安として支給しております。

<報酬水準>

外部調査機関の役員報酬調査データを用いて、報酬水準・業績連動性の客観的な比較検証を行った上で、当社グループの企業価値向上に対す

るインセンティブとして機能することを目的として決定しております。

<今後の役員報酬制度の方針について>

当社の指名・報酬委員会は中長期的な企業価値を高めていくために、役員報酬制度がどうあるべきかの議論を行い、意思決定を行っています。今後の方針としては、短期的な利益を追求するよりも、より中長期の視点を重視していくことが重要であると判断いたしました。具体的には短期の業績連動給を減らし、戦略コンセプト「サーキュラーエコノミーをリードする」を軸とした中長期戦略の推進、組織・人員体制の構築等に重点をおくこととしております。加えて持続的な企業の成長には良い企業風土をもとに強い企業文化の醸成が、最も重要な経営テーマであることを確認しております。

引き続き企業価値向上に向けた役員報酬制度の在り方を継続的に議論してまいります。

[社外取締役のサポート体制]

社外取締役に対しては、経営管理部が補佐しております。社外取締役への連絡は主にメールを用い、連絡の頻度は概ね週に1回となります。取締役会の議案については事前に配布し十分な情報提供を行っており、必要に応じて説明をしております。監査等委員である社外取締役の職務を補助する専任の担当者は独立して設置しております。重要な事項等に関して意見交換や、社内の現況報告を行う等、十分な情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 取締役会・取締役

当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名（うち社外取締役2名）及び監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）で構成されており、原則として毎月1回開催しております。取締役会は、当社の業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）には、多様性推進の専門知識を有する大学教授及び上場企業の経営者を迎え、より広い視野に基づいた経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする体制作りを推進しております。監査等委員である社外取締役3名は上場企業の監査役経験者、税理士及び上場企業の役員であり、それぞれの専門的視点からも当社の経営監視を行うことを期待して選任し、その役割を果たしております。

2. 監査等委員会

当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は監査等委員である社外取締役3名で構成され、監査・監督の役割を担っております。監査等委員会は当社の内部統制システムを活用した監査を行い、内部監査部門から定期的に内部監査の実施状況とその結果の報告を受けるとともに、必要に応じて当社及び当社グループ会社の取締役、業務執行部門に対して報告を求めることができる体制としております。また、代表取締役社長と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査等委員監査の環境整備の状況及び監査上の重要課題等について意見交換し、意思疎通を密に図っております。

内部監査室、会計監査人と緊密な連携を保つために積極的な情報交換を行い、監査機能の充実を図っております。また、内部監査室のほか、内部統制部門からも情報を収集することにより十分な監査を行っております。

3. 内部統制委員会

当社グループでは、当社社長を委員長とする「内部統制委員会」を設置しております。同委員会では4つの下部小委員会（環境安全推進委員会、デジタル化推進委員会、人事労務改革委員会、コンプライアンス委員会）により、リスクの抽出、対応策を策定し、啓発活動を含め総合的なリスクマネジメントを行っております。また、コンプライアンスに関する重要な事項、その他経営に重要な影響を及ぼすおそれのある事項について、当社常勤取締役、監査等委員長、連結子会社社長（持分法適用関連会社は除く）・支社長及び、小委員会委員長にて構成される内部統制委員会が、原則として毎月1回開催され、各小委員会委員長が報告することとしております。また、連結子会社社長・支社長は、日常の業務活動におけるリスク管理を行うとともに、不測の事態が発生した場合には連結子会社各社の経営会議に付議又は報告するとともに当社の経営会議に報告をすることとなっております。

4. 経営会議

経営会議は当社の常勤取締役で構成され、内容に応じて執行役員及び各部長、並びにグループ会社の取締役をメンバーに加え、原則として毎月1回以上開催しております。経営会議は当社の業務執行に関する重要事項を決定するとともに適時開示の意思決定を行います。

また、グループ各社の経営を確認し、必要に応じて当社及び子会社の取締役会において付議する事項の確認をしております。加えて当社の子会社各社に適時開示担当者を設置し、所属会社の適時開示情報のうち特に発生事実の伝達、開示された情報とインサイダー取引に関する事項の管理をしております。

5. サステナビリティ委員会

サステナビリティ委員会は当社の常勤取締役で構成され、月に1回の頻度で開催しております。サステナビリティ委員会は、代表取締役の意思決定の補助機関として、戦略の推進状況および新規事業、M&A等を含めた将来的な方向性を、長期的な視野に立ち、フレキシブルかつ活発に議論・検討を行っております。

6. 内部監査室

当社は内部監査部門として内部監査室を設置しており、担当執行役員1名、室長1名及び部員1名により構成されております。内部監査室は、代表取締役社長直轄の組織として他の業務執行ラインから分離され、独立かつ客観的な立場から、当社及びグループ各社の健全かつ適切な業務運営に資するために実効性の高い内部監査の実施に努めております。また、当社グループの内部監査に関する基本方針は、当社が定める「内部監査規程」に基づき当社及び子会社の業務運営及び財産管理の実態を調査し、諸法令、定款及び社内規程への準拠性を確かめ、誤謬、脱漏、不正などの防止に役立て、経営の合理化及び能率の促進に寄与することにあります。

7. 指名・報酬委員会

指名・報酬委員会は、代表取締役1名、専務取締役1名及び独立役員である社外取締役3名の5名で構成されており、取締役会の諮問機関として取締役（監査等委員であるものを除く。）の候補者の選任や報酬等について事前審議を行っております。

また、指名・報酬委員会は年3回開催、必要に応じて臨時委員会を開催しております。
なお、代表取締役の後継者計画の策定は当社の最重要課題の一つと認識し、取締役会及び当委員会で慎重に検討してまいります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名及び監査等委員である取締役3名で取締役会を構成しております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名のうち、2名が社外取締役であり、取締役会における透明性の高い意思決定及び業務執行の監督を行っております。また、監査等委員である取締役3名のうち3名が社外取締役で構成される監査等委員会により、法令等に基づき意思決定されていることについて、公正かつ中立的な立場で取締役会の監視を行っております。また、迅速な業務執行並びに適時開示体制を実現するための組織として経営会議を設けております。
上記のとおり経営監視機能の強化を図る目的で現状の体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主総会の招集通知を開催日の3週間前までに発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会集中日を避け、多くの株主が株主総会に出席できるよう日程調整に留意してまいります。なお、当社の決算期が6月であることから、集中日を避けて開催することが可能です。
電磁的方法による議決権の行使	当社が株式代行契約を締結している株主名簿人の任命するインターネット議決権行使ウェブサイトにより、電子投票制度で議決権を行使する事ができるようにしております。
その他	ホームページ上に招集通知等を掲載しております。 株主総会では、株主の皆様当社をより深くご理解していただけるように事業報告及び今後の成長戦略については、代表取締役社長より直接説明しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ上にディスクロージャー・ポリシーを掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年に2回ホームページ上に決算説明会の動画を掲載しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的にアナリスト向け説明会を実施するとともに、必要に応じて機関投資家との面談をしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上に財務業績情報、決算短信、IRカレンダー等のIR情報を掲載しております。 https://www.envipro.jp/ir/	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営管理部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ディスクロージャー・ポリシーにおいて、情報開示の基本方針を定めております。株主、投資家の皆様に対し、透明性、公平性、継続性を基本に迅速な情報提供に努めるとともに、金融商品取引法および東京証券取引所の定める適時開示規則に準拠した情報の開示を行うこと、諸法令や適時開示規則に該当しない場合でも、投資家の投資判断に影響を与えと思われる情報を重要な会社情報とし、迅速かつ公正な情報開示を行うことを基本方針としております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、内部統制システムについて、必要な業務・管理機能を所定の部組織に分割して担わせ、各種社内規程の遵守を徹底することで、権限分離と内部牽制を実現する業務運営を図ることとしております。

さらに、内部監査を年間内部監査計画に基づいて実施し、内部牽制組織の有効性をモニタリングすることとしております。また、内部統制システムに関する基本的な考え方については、以下の「内部統制基本方針」のとおりであります。当該基本方針は、2017年9月28日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社への移行に即した所要の改定を行ったものであります。

「内部統制基本方針」

当社は、組織の事業活動を支援する「業務の有効性及び効率性」「財務報告の信頼性」「事業活動に関わる法令等の遵守」「資産の保全」という4つの目的を達成するために、内部統制システムの整備に関する基本方針を次のとおり定めます。当社は、この基本方針に基づく内部統制システムの運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、実効性のある内部統制システムの整備に努めてまいります。

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

i 当社は、取締役及び使用人が、法令、定款及び社会倫理規範に適合することを確保するため、コンプライアンス遵守体制を整備しコンプライアンス教育及び研修等を実施して周知徹底を図る。また、その実践のため企業理念及び諸規程を制定し、マニュアル等を整備する。

ii 当社は、他の業務執行部署から独立した代表取締役社長直轄の内部監査室による当社及び当社子会社等（以下「当社グループ」という。）全体の内部監査を実施する。内部監査を通じて各部署の内部管理体制の適切性・有効性を検証及び評価し、その改善を促すことにより、使用人の職務執行の適法性を確保する。

iii 社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程その他関連規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁記録的な媒体に記録し、保存する。取締役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

i 当社グループの業務執行に係るリスクに関して、内部統制委員会の小委員会においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、当社グループ各社の相互の連携のもと、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。

ii 当社グループの経営に重大な影響を与えるような経営危機が発生した場合は、代表取締役社長を本部長とする対策本部を内部統制委員会内に設置し、当社グループ全体の損失を最小限に抑えとともに早期の原状回復に努める。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

i 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催する。取締役会の手続き及び取締役会の権限範囲等は取締役会規程で明確にする。

ii 取締役による効果的な業務運営を確保するため、組織規程及び業務分掌規程を定めるとともに、取締役の職務執行に関する基本的職務及び責任権限に関する事項を明確にすることで組織の効率的な運営を図ることを目的として、職務権限規程を定める。

iii その他社内規程を整備することにより、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。

iv 当社は、単年度予算を適正に策定及び運用するため、取締役会において編成方針ならびに予算の決定を行う。

v 取締役は、取締役会で定めた単年度予算に基づき効率的な職務執行を行い、予算の進捗状況について取締役会に報告する。

vi 当社の取締役会において、当社グループは業務の進捗状況の報告と重要事項の報告を行い、グループ全体の迅速な意思決定と業務遂行を実現する。

ホ. 当社グループにおける業務の適正性を確保するための体制

i 当社グループは、内部統制委員会を中心に内部統制に関する協議、情報の共有化、指示及び要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築する。

ii 取締役は、各部署の業務執行の適正性を確保するため内部統制の確立と運用の権限及び責任を有する。

iii 内部監査室は、当社グループの内部監査を定期的に実施し、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告するとともに、必要に応じて、内部統制の改善案の指導、実施の支援及び助言を行う。具体的には、業務・財務及び法令遵守の観点から内部統制の向上に資する監査を行う。監査等委員会はこれらの監査活動の共有を受け、当社グループ全体のガバナンスの強化に努めている。

iv 代表取締役社長は、内部監査の有効性を確保するため、内部監査室の要請に応じて被監査部署以外の部署から内部監査人を選定することができる。

v 当社は、子会社の業務執行に関する決裁ルールを整備する。また、経営上の重要事項については、決裁権限規程に基づき、当社の事前承認又は報告を求める。さらに、当社の管理部門を通じて子会社から事業計画等の報告を定期的に受け、業務の適正性を確認するための体制を整備している。

ヘ. 監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する

事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会から監査業務に必要な指示及び命令を受けた使用人は、監査等委員会が指定する補助すべき期間中、その指示等に基づく業務に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び他の使用人の指揮命令を受けることなく、優先して監査等委員会に係る業務に従事する。

- ト. 当社グループの取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- i 監査等委員は、取締役会に出席するほか、監査等委員会が選定する監査等委員は、その他重要な会議に出席し、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行状況の報告を受けることができる。
 - ii 内部監査室は、実施した監査結果を監査等委員会に報告する。
 - iii 当社グループの取締役及び使用人等は、当社グループに関する重大な事実を発見した場合、監査等委員会に直接報告することができる。

- チ. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i 監査等委員会は、監査に関する基準及び基本事項を策定し、監査等委員会監査の円滑かつ効果的な実施を図ることを目的として、監査等委員会規程及び監査等委員会監査等基準を定める。監査等委員会はこれらの規程等に定めるところにより、監査を行う。
 - ii 監査等委員会が選定する監査等委員は、必要に応じて当社グループの取締役及び使用人等に対する個別のヒアリング等を実施することができる。また、監査等委員会は、代表取締役社長、内部監査室及び会計監査人と定期的な会合を持ち、意見を交換する。
 - iii 監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループでは、以下の「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を定め反社会的勢力との一切の関係を遮断し警察、顧問弁護士等外部の専門機関とも連携をとりつつ、不当要求に対しては毅然とした姿勢で対応することとしております。当該方針の下、役職員全員に周知徹底を図っております。

「反社会的勢力への対応に関する基本方針」
当社グループは、反社会的勢力に対して、次に掲げる基本方針に基づき対応します。

- 1. 組織としての対応
反社会的勢力からの不当要求に対しては、担当者や担当部署だけに任せずに、組織全体として対応します。また、反社会的勢力からの不当要求に対応する役職員の安全を確保します。
- 2. 外部専門機関との連携
反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 3. 取引を含めた一切の関係遮断
反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。
- 4. 有事における民事と刑事の法的対応
反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。
- 5. 裏取引や資金提供の禁止
反社会的勢力の不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引は絶対に行いません。また、反社会的勢力への資金提供は、絶対に行いません。

V その他

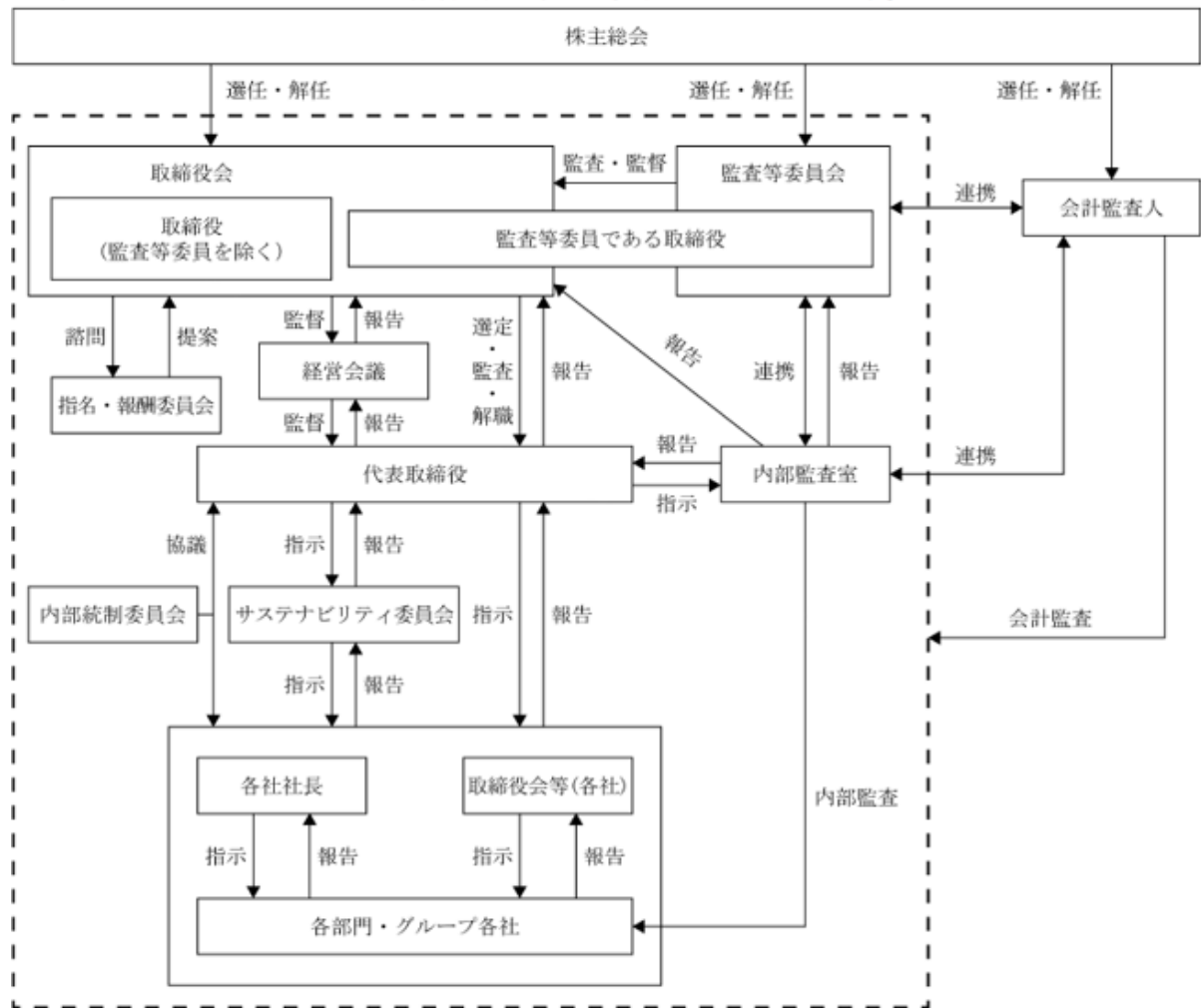
1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし
----------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制を図示すると以下のとおりであります。



【適時開示体制の概要(模式図)】

